

平成26年労第621号

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働保険再審査請求書を当審査会に提出した。
- 2 本件再審査請求に至る経過は、次のとおりである。
 - （1）請求人は、労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官はこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、当審査会に再審査請求（以下「前回の再審査請求」という。）をした。
 - （2）当審査会は、請求人の前回の再審査請求について、平成○年○月○日付けでこれを棄却し、請求人に裁決書の謄本を送付した。
- 3 以上の経過から、請求人は、本件再審査請求において、前回の再審査請求の裁決結果を不服として同一趣旨の再審査請求を行っているものと認められるものであり、一事不再理の原則により、再審査請求の趣旨として審査官の決定の取消しを求めることはできず、また、当審査会がした裁決について当審査会に再審査請求することもできないものであることから、本件再審査請求は不適法なものであり、かつ、その性質上その欠陥を補正することができないものであると判断する。
- 4 以上のとおりであるから、請求人の本件再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第50条において準用する同法第10条の規定により却下されるべきものである。

よって主文のとおり裁決する。